

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第21号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（平成22年 3月31日までの間における条例第 9 条の 2 の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 略</p> <p>（平成22年 3月31日までの間における条例第 9 条の 3 の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>3 平成22年 3月31日までの間における条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の14</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第 2 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の17</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市及び人事院規則 9 49 （地域手当）附則別表第 2 の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の14</u>である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の14</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">100分の12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">100分の11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の17</u>	大阪府大阪市及び人事院規則 9 49 （地域手当）附則別表第 2 の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の14</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の14</u>	愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12	人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の11	略		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（平成22年 3月31日までの間における条例第 9 条の 2 の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 略</p> <p>（平成22年 3月31日までの間における条例第 9 条の 3 の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>3 平成22年 3月31日までの間における条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第 2 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の16</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市及び人事院規則 9 49 （地域手当）附則別表第 2 の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u>である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の13</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">100分の12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の16</u>	大阪府大阪市及び人事院規則 9 49 （地域手当）附則別表第 2 の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>	愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12	略	
支給地域	支給割合																						
東京都特別区	<u>100分の17</u>																						
大阪府大阪市及び人事院規則 9 49 （地域手当）附則別表第 2 の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の14</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の14</u>																						
愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12																						
人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の11																						
略																							
支給地域	支給割合																						
東京都特別区	<u>100分の16</u>																						
大阪府大阪市及び人事院規則 9 49 （地域手当）附則別表第 2 の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>																						
愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12																						
略																							

人事院規則附則の支給割合が100分の8である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の8	人事院規則附則の支給割合が100分の8である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の8
略		人事院規則附則の支給割合が100分の7である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の7
人事院規則附則の支給割合が100分の5である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の5	略	
略		人事院規則附則の支給割合が100分の4である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の4
		略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。